

日本皮膚病理組織学会規約

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は日本皮膚病理組織学会 (Japan Dermatohistopathology Society) と称する。

(所在地)

第 2 条 本会の所在地を〒078-8510 北海道旭川市緑が丘東 2 条 1 丁目 1 番 1 号旭川医科大学皮膚科学講座に置く。

(目的)

第 3 条 本会は皮膚の病理組織学の研究、発展をはかることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会、講演会、講習会の開催
- (2) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員

(会員の種類)

第 5 条 会員は正会員、名誉会員とする。

- (1) 正会員は、上記の目的に賛同し、所定の手続きを経て入会した者
- (2) 名誉会員は、本会の理事を務めた会員で、理事会および総会にて承認された者

(入会・退会、資格喪失)

第 6 条 本会に入会する者は、所定の事項を記入した申請書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 本会を退会する者は、理事長に退会届を提出しなくてはならない。
3. 本会の名誉を著しく傷つける行為があった場合、あるいは 3 年以上会費を滞納し、催告に応じない場合は、理事会の議を経て、会員の資格を喪失する。

(権利と義務)

第 7 条 学術集会における筆頭演者は原則として会員に限る。

(会費)

第 8 条 会員は当該年度内に年会費を納入しなければならない。

2. 年会費は 8,000 円とする。

3. 名誉会員は、当該会員が満 65 歳に達した年度から年会費を免除する。

第 3 章 役員

(役員の種類)

第 9 条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事長 1 名

(2) 副理事長 1 名

(3) 理事 若干名

(4) 監事 2 名

(役員を選任)

第 10 条 理事長は、理事の互選により選出され、総会の承認を得た者とする。

2. 理事は、理事会において会員の中から選出され、総会の承認を得た者とする。

3. 監事は、理事会が会員の中から指名し、総会の承認を得た者とする。

4. 副理事長は、理事の中から理事長が指名し、理事会の承認を得た者とする。

(役員任期)

第 11 条 役員任期の単位は、総会終了時から次年度の総会終了時までの 1 年間を以て算定する。

2. 理事長の任期は 1 期 3 年とし、連続 2 期までの再任を認める。副理事長も同様とする。

3. 理事及び監事の任期は 1 期 3 年とする。但し、再任は妨げない。

(役員任務)

第 12 条 理事長は、本会を代表し、会務を総括する。

2. 理事は、理事会を組織し、本会の運営にあたる。

3. 監事は、本会の会計状況を監査し、これを理事会および総会に報告する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長の不在時または事故時等に、理事会の付託を受け、その職務を代行する。

第 4 章 会議・学術大会

（理事会）

第 13 条 理事会は、本会の運営に関する事項を審議・決定する。理事長が招集し、議長を務める。理事の 3 分の 2 以上の出席（委任状を有効とする）をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

（総会）

第 14 条 総会は、学術大会の期間中に開催し、本会の重要事項について審議・決定する。理事長が招集し、議長を務める。議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

（学術大会）

第 15 条 年 1 回、定期的な年次学術集会を開催する。学術大会の会長は、理事会の議を経て総会で選出される。

第 5 章 会計

（会計）

第 16 条 本会の会計は会費、その他の収入をもって充てる。

2. 会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。
3. 毎年度の収支決算は監事による監査を受け、理事会及び総会の承認を得なければならない。

第 6 章 規約の変更

（規約の変更）

第 17 条 規約の変更は理事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

附則

1. 本会は昭和 63 年 7 月 27 日に設立された。
2. 本規約は平成 25 年 7 月 27 日より施行する。

(昭和 63 年 7 月 27 日制定、施行、平成 9 年 7 月 25 日改正、平成 12 年 7 月 29 日改正、平成 16 年 7 月 24 日改正、平成 18 年 7 月 22 日改正、平成 20 年 7 月 26 日改正、平成 24 年 7 月 28 日改正、平成 25 年 6 月 30 日改正、平成 31 年 4 月 20 日改正、令和 8 年 6 月 28 日改正)